

松江市告示第 180 号

松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金交付要綱(平成 29 年松江市告示第 99 号)の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(<u>平成 28 年</u>松江市告示第 434 号。以下「実施要綱」という。)に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B の実施を予定している団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。)<u>に規定するもののほか、この要綱</u>に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>」とは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(_____松江市告示第 434 号。以下「実施要綱」という。)に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B の実施を予定している団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。)<u>_____</u>に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</u> _____ _____。</p>

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の率又は額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助対象者の範囲	<p>補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施する団体として登録した団体とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>松江市市民活動センター指定団体設置要綱(令和2年12月16日市民部長決裁)第2条第2号に規定する加入団体</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>
略	
補助金	補助金の交付対象となる経費は、

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護保険法(平成9年法律第123号)第15条の45第1項第1号及び第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

(2) この要綱において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の\_\_\_\_\_額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助対象者の範囲	<p>補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施する団体として登録した団体とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>松江市市民活動支援センター登録団体</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4)～(6) 略</p>
略	
補助金	補助金の交付対象となる経費は、

の交付 対象経 費	事業開始年度中に支出した事業 の立ち上げに係る経費(事業開始 を円滑に行うために、やむを得ず 前年度に支出せざるを得ないと 市長が認めるものについてはこ の限りではない。)であって、事業 開始日の前後 3 か月以内に支出 した経費のうち、次_____に掲げ る経費とする。ただし、当該 _____経費のうち、松江市その 他の団体から補助__を受けてい るものについては、補助金の交付 対象外とする。  (1)～(3) 略  (4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、 市長が必要と認める経費
補助金 の率又 は額	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める率又は額とする。</u> ただし、事業開始年度の1回を限 度とする。  (1) 訪問型サービス B <u>補助対 象経費の10分の10の額とし、 5万円を上限とする。</u>  (2) 通所型サービス B <u>補助対 象経費の10分の10の額とし、 10万円を上限とする。</u>
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体  
は、規則第4条第1項及び第2項の規定に  
より、補助金等交付申請書に\_\_\_\_\_次

の交付 対象経 費	事業開始年度中に支出した事業 の立ち上げに係る経費_____
補助金 の____ 額	<u>次に掲げるとおり</u> _____とする。 ただし、事業開始年度の1回を限 度とする。  (1) 訪問型サービス B <u>補助対象経費の10分の10の 額とし、5万円を上限とする。</u>  (2) 通所型サービス B <u>補助対象経費の10分の10の 額とし、10万円を上限とする。</u>
終期	<u>令和4年3月31日</u>

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体  
は\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、補助金交付申請書(様式第1号)を次

に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(実績報告)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(実績報告)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) その他 市長が必要と認める書類

様式第1号 別紙のとおり

<改正前>

様式第1号（第2条関係）

補助金等交付申請書

平成 年 月 日

松江市長 松浦正敬様

住 所 松江市

ふ り が な

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊞

電 話 ー

松江市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

補助年度	平成 年度	補助金等の名称	松江市総合事業 住民主体サービス立ち上げ支援補助金
補助事業等の名称		住民主体サービス（訪問型サービスB・通所型サービスB）	
補助事業等の目的及び内容		地域住民による介護サービスの実施	
補助事業等の効果		住民の支え合いによる地域づくり	
補助事業等の経費所要額			円
補助金等の交付申請額			円
補助事業等の施行場所		松江市	
添付書類		1 サービス実施団体登録通知書の写し 2 購入物品一覧 3 領収書の写しなど補助対象経費の支払い状況が確認できるもの	
※ 担当課意見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。